5 調査票

人権に関する市民意識調査

平成 1 7年 1 1月 京 都 市

調査へのご協力のお願い

京都市では,日々の暮らしの中に人権を大切にし,尊重し合う習慣が根付いた まちを目指して,様々な取組を進めています。

この調査は,皆さんが,日頃感じておられることをお聞かせいただき,今後の 人権施策に役立てるために行うもので,市内にお住まいの 20 歳以上の方の中から, 無作為に 3.000 人を選びました。

この調査の結果は,すべて統計的に処理し,あなた自身の回答の内容が外部に 漏れることや,この調査以外に使用することはありません。

あなたの率直なお考えをお聞かせください。

【ご記入に当たってのお願い】

- ・回答は , **あて名のご本人**がお答えください。
- ・回答は,あてはまる選択肢の番号を で囲んでください。質問によっては, の数 が異なるほか,番号の記入をお願いしていますので,質問にしたがってお答えく ださい。
- ・ご記入後は,無記名のまま,同封の返信用封筒(切手は必要ありません)に入れ,**11月15日(火)まで**に郵便ポストにご投函ください。
- ・調査の結果は、集計後にホームページ等において公表します。

調査に関する問い合わせ先

京都市人権文化推進課 アンケート調査担当 電 話 222-3381 FAX 222-3194 URL http://www.city.kyoto.jp/bunshi/jinken/

調査票

人は,一人一人かけがえのない存在であり,多様な個性や可能性を持って生まれてきます。 人権とは,私たちが生まれながらにして持っている様々な自由や権利であり,「人が人 らしく生きていく権利」「人が幸せに生きていくために必要な権利」と言えます。

人権意識と教育・啓発について

問1 人権に関する次の ~ について,あなたのお考えに最も近いのはどれですか。

《 はそれぞれ1つ》

	そう思う	やや そう思う	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう思わ ない
今の社会では,個人の考え方や 生き方は大切にされている	1	2	3	4	5
数年前と比べて市民の人権への 関心は高くなってきている	1	2	3	4	5
人権は ,一部の人の問題ではなく , すべての市民の問題である	1	2	3	4	5

問2 人権についての催しへの参加回数や,市民しんぶん等の記事への関心についてお尋ねします。

市役所・区役所・学校で行われる講演会や研修会に

《 は1つ》(以下の ~ も はそれぞれ1つ)

- 1. 1~2回参加した
- 2. 3~5回参加した
- 3. 6回以上参加した
- 4. 参加したことがない

学校の授業や学級活動,特別活動での人権教育を

1. よく受けた

- 2. ときどき受けた
- 3. あまり受けたことがない
- 4. 全く受けたことがない

職場で行われる研修会に

- 1. 1~2回参加した
- 2. 3~5回参加した
- 3. 6回以上参加した
- 4. 参加したことがない

市民グループや民間団体(世界人権問題研究センター)などによる講演会や研修会に

- 1. 1~2回参加した
- 2. 3~5回参加した
- 3. 6回以上参加した
- 4. 参加したことがない
- (世界人権問題研究センター:平安建都 1200 年を契機に,京都市,京都府,京都商工会議所により,世界的な視野に立って人権問題を総合的に調査・研究する専門的機関として平成6年に設立されました)

高齢者,障害のある人や外国人・外国籍市民などと交流する催しに

- 1. 1~2回参加した
- 2. 3~5回参加した
- 3. 6回以上参加した 4. 参加したことがない

市民しんぶんの人権に関する記事や、人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」を

1. よく読む

2. ときどき読む

3. あまり読まない

4. 全く読まない

問3 人権についての理解を深めるのに、役立ったと思われるものはどのようなこ とですか。

《 は3つまで》

- 1. 市役所・区役所・学校で行われる講演会や研修会
- 2. 学校の授業や学級活動,特別活動での人権教育
- 3. 職場で行われる研修会
- 4. 市民グループや民間団体などによる講演会やイベント
- 5. 高齢者,障害のある人,外国人・外国籍市民などとの交流
- 6. 市民しんぶん等の広報誌・パンフレット
- 7. 本や雑誌,インターネット
- 8. 新聞記事やテレビ,ラジオ
- 9. 家族や友人との話し合い
- 10. ボランティア活動への参加
- 11. その他(具体的に:
- 12. 特に役立ったものはない
- 問4 人権についての理解を深めるために,京都市として,どのような取組により 一層力を入れる必要があると思いますか。

)

)

《 は3つまで》

- 1. 学校や社会において人権教育を充実する
- 2. 人権啓発の広報誌やパンフレットを充実する
- 3. テレビやラジオなどを使った啓発活動を行う
- 4. インターネットを活用した啓発活動・情報提供を充実する
- 5. 講演会や討論会,シンポジウムなどを開催する
- 6. ワークショップ(自発的に集まった参加者が,お互いに意見を出し合い,何か を学んだり,創り出したりする活動)など,参加・体験型事業を充実する
- 7. 人権問題を抱える人々との交流事業を実施する
- 8. 市民グループや民間団体が行う啓発活動に対する支援を充実する
- 9. その他(具体的に:
- 10. 特に必要な取組はない

女性に関する問題について

問5 女性に関する人権上の問題について,現在,特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。

《 はいくつでも》

- 1. 男女の固定的な役割分担(「男は仕事,女は家庭」など)
- 2. 職場における昇給や昇進などの待遇の違い
- 3. 家事・育児や介護などを男女が共同して行う社会の仕組みの未整備
- 4. ドメスティック・バイオレンス(夫や恋人からの暴力)
- 5. 職場や学校におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)
- 6. ストーカー (つきまとい), 痴漢行為
- 7. 買春,援助交際
- 8. アダルトビデオ,ポルノ雑誌などの性の商品化
- 9. 内容に関係がなく女性のヌードや水着姿を掲載した雑誌や広告
- 10. その他(具体的に:
- 11. 特に問題はない
- 12. わからない
- 問 6 女性の人権が守られるために,特に必要なことはどのようなことだと思いますか。

)

)

《 はいくつでも》

- 1. 男女平等の考えに基づいた教育・啓発活動を推進する
- 2. 結婚,出産,育児,介護にかかわらず,女性が仕事を続けられるような環境をつくる
- 3. 企業が採用や昇進などにおいて,男女の扱いを平等にする
- 4. 議員や審議会委員など政策・方針決定の場へ,男女が平等に参画する
- 5. 女性に対する犯罪の取締りや罰則を強化する
- 6. 女性のための人権相談体制を充実する
- 7. マスコミ等が紙面,番組,広告などの内容に配慮する
- 8. 男女が共に社会の担い手として,慣習やしきたりの見直しを行う
- 9. その他(具体的に:

10. 特に必要なことはない

11. わからない

解 説 女性に関する問題について

「男は仕事,女は家庭」といった男女の多様な生き方を制約する固定的な性別役割分担を反映した制度や慣行が,今なお存在しています。また,ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント,ストーカー行為など女性に対する肉体的,精神的な暴力などが社会問題となっています。男女があらゆる場において,共に責任を担いつつ個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

子どもに関する問題について

問7 子ども に関する人権上の問題について,現在,特に問題となっているのは どのようなことだと思いますか。

(子ども:子どもの権利条約に基づいて,18歳未満すべての者をいいます)

《 はいくつでも》

- 1. 保護者による子どもへの暴力や育児の放棄などの児童虐待
- 2. 大人が子どもの意見を聞かず,自分の意見を子どもに強制すること
- 3. 「子どもだから」という理由で、子どものプライバシーを尊重しない
- 4. 子どもによる暴力や仲間はずれ,無視などのいじめ
- 5. 教師による言葉の暴力や体罰
- 6. 不審者によるつきまといなど,子どもの安全をおびやかす行為
- 7. 児童買春,児童ポルノ
- 8. 暴力や性など,子どもにとって有害な情報のはんらん
- 9. その他(具体的に:
- 10. 特に問題はない
- 11. わからない
- 問8 子どもの人権が守られるために,特に必要なことはどのようなことだと思いますか。

)

)

《 はいくつでも》

- 1. 子どもが健やかに育つよう,愛情豊かな家庭をつくる
- 2. 子どもにとって何が最も良いことなのかを常に考える
- 3. 子どもの思いや考えが大切にされるなど,子どもの個性や自主性を尊重する
- 4. 自分を大切にし,他人を思いやる心を持った子どもを育てる
- 5. 学校において,いじめ防止の取組を強化する
- 6. 教師に対する研修を充実する
- 7. 家庭,学校,地域の連携を強め,社会全体で子どもを育てる
- 8. 児童虐待や性犯罪など、子どもが被害者となる犯罪の取締りや罰則を強化する
- 9. 子ども自身が安心して話ができる相談体制づくりを充実する
- 10. その他(具体的に:

11. 特に必要なことはない

12. わからない

解 説 子どもに関する問題について

近年,少子化や核家族化の進行による地域コミュニティの希薄化や子育ての孤立化が進行する中,子育てを巡っての不安や葛藤のほか様々な要因を背景として,育児ノイローゼや児童虐待が増えています。

また , 学校での不登校・いじめのほか , 問題行動や児童買春など子どもの心身の健全な成長が妨げられる問題が発生しています。

高齢者に関する問題について

問9 高齢者に関する人権上の問題について ,現在 ,特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。

《 はいくつでも》

- 1. 経済的な自立が困難である
- 2. 仕事やボランティアなどを通して自分の能力を発揮する機会が少ない
- 3. 高齢者が子ども扱いやじゃま者扱いされ,意見や行動が尊重されない
- 4. 判断能力が十分でない高齢者をねらった詐欺などの犯罪が多い
- 5. 家族や介護者から嫌がらせや虐待を受ける
- 6. 病院や福祉施設において劣悪な扱いや虐待を受ける
- 7. 建物の階段や道路の段差など,外出先での不便が多い
- 8. その他(具体的に:
- 9. 特に問題はない
- 10. わからない
- 問 10 高齢者の人権が守られるために,特に必要なことはどのようなことだと思いますか。

)

)

《 はいくつでも》

- 1. 高齢者が能力や知識,経験を生かして活躍できるよう,就業機会,生涯学習やボランティア活動の機会を増やす
- 2. 高齢者に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する
- 3. 幅広い分野で高齢者と他の世代との交流を促進する
- 4. 高齢者をねらった犯罪の防止など,高齢者の権利や生活を守る制度を充実する
- 5. 高齢者に対する虐待などの防止策を徹底する
- 6. 建物の階段や道路の段差を解消するなど,バリアフリーを進める
- 7. 高齢者のための人権相談体制を充実する
- 8. その他(具体的に:
- 9. 特に必要なことはない
- 10. わからない

解 説 高齢者に関する問題について

高齢化や核家族化の進行により,家庭内で高齢者と子どもがふれあう機会が減少しています。また,介護が必要な高齢者が増加する中,介護放棄や身体的・経済的虐待などの様々な権利侵害が社会問題となっています。

障害のある人に関する問題について

問 11 障害のある人に関する人権上の問題について,現在,特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。

《 はいくつでも》

- 1. 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 2. スポーツ活動や文化活動に気軽に参加できない
- 3. 判断能力が十分でない障害のある人をねらった詐欺などの犯罪が多い
- 4. 病院や福祉施設において劣悪な扱いや虐待を受ける
- 5. 建物の階段や道路の段差など,外出先での不便が多い
- 6. 店や施設の利用,乗車など,サービスの提供を拒否される
- 7. 障害のあるなしによって,受けることのできる情報に大きな差がある
- 8. じろじろ見られたり,避けられたりする
- 9. 結婚に周囲が反対する
- 10. その他(具体的に:
- 11. 特に問題はない
- 12. わからない
- 問 12 障害のある人の人権が守られるために,特に必要なことはどのようなこと だと思いますか。

)

)

《 はいくつでも》

- 1. 障害のある人に対する理解と関心を深める教育・啓発活動を推進する
- 2. 障害のある人に対する日常生活への支援を充実する
- 3. 障害のある人が仕事に就く場所や機会をつくる
- 4. 障害のある人に対する虐待などの防止策を徹底する
- 5. 製品,設備等をできる限り利用しやすいデザインにすることを目指す考え方 (ユニバーサルデザイン)を採り入れた社会環境の整備を進める
- 6. 建物の階段や道路の段差を解消するなど,バリアフリーを進める
- 7. 障害のある人をねらった犯罪の防止など,障害のある人の権利や生活を守る制度を充実する
- 8. 障害のある人のための人権相談体制を充実する
- 9. 障害のある人とない人との交流を促進する
- 10. その他 (具体的に:
- 11. 特に必要なことはない
- 12. わからない
- 解 説 障害のある人に関する問題について

障害のある人の社会参加には,段差や障害物などの物理的な障害だけでなく,無理解,無関心といった心理的な問題が依然としてあります。また,今なお,精神障害に関する誤った認識や偏見が存在しています。

同和問題について

問 13 日本の社会に「同和問題」、「部落問題」などと言われる問題があることを 知っていますか。

《 は1つ》

- 1. 知っている 2. 聞いたことがある 3. 知らない ■ 問 14 へ
- 問 13-1 <u>問 13 で 1 か 2 と回答された方にお尋ねします。</u>同和問題についてはじめて知ったのはいつ頃ですか。

《 は1つ》

- 1. 6 歳未満(小学校入学前)
- 2. 6 歳~12 歳未満(小学校時代)
- 3. 12 歳~15 歳未満(中学校時代)
- 4. 15 歳~18 歳未満
- 5. 18 歳~22 歳未満
- 6. 22 歳以上
- 7. おぼえていない
- 問 13-2 <u>問 13 で 1 か 2 と回答された方にお尋ねします。</u>同和問題のことをどのようにして知りましたか。

《 は1つ》

- 1. 家族や親戚から聞いた
- 2. 近所の人から聞いた
- 3. 職場の人から聞いた
- 4. 学校の友人から聞いた
- 5. 学校の授業で聞いた
- 6. 新聞・雑誌・本・インターネットなどで知った
- 7. テレビ・ラジオ・映画などで知った
- 8. 研修会や講演会で聞いた
- 9. おぼえていない
- 10. その他(具体的に:

解 説 同和問題について

我が国固有の人権問題で,近世までの身分制社会に基づく差別により,市民的権利と自由を完全に保障されていなかったという,基本的人権にかかわる重大な社会問題です。

同和問題の解決に向けた長年の取組と同和地区住民,関係団体等の努力とがあいまって, 同和行政は大きな成果を挙げてきたものの,完全には解決されずに残っています。

)

問 14 <u>すべての方にお尋ねします。</u>人との付き合いにおいて,あなたのお考えに 最も近いものはどれですか。

仮に,いつも親しく付き合っている友人が,同和地区出身者であるとわかった場合

《 は1つ》(以下の ・ も はそれぞれ1つ)

- 1. これまでと同じように親しく付き合う
- 2. 表面的には付き合うが,できるだけ避ける
- 3. 付き合いはやめてしまう
- 4. わからない

仮に,あなたの身近な人が,同和地区出身者に対して差別的な発言をしたり, 態度を示した場合

- 1. 差別をしてはいけないと注意し,お互いよく話し合う
- 2. 何も言わないでそのままにしておく
- 3. 同和問題にはかかわらない方がいいと言う
- 4. わからない

仮に,あなたの身近な人から「同和地区出身者との結婚について,親から強い反対を受けている」と相談を受けた場合

- 1. 結婚に出身地は関係がないのだから、結婚すればよいと言う
- 2. 二人の意志が固いようであれば、結婚すればよいと言う
- 3. 家族の強い反対もあるのだから,慎重に考えてはどうかと言う
- 4. 結婚に反対だと言う
- 5. わからない

問 15 同和問題について,現在,特に問題となっているのはどのようなことだと 思いますか。

《 はいくつでも》

- 1. 結婚に周囲が反対する
- 2. 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3. 差別的な発言
- 4. 差別的な落書き
- 5. 結婚や就職などの際に身元調査が行われる
- 6. インターネット上に差別的な情報が掲載される
- 7. 同和地区住民との交流や交際を避ける
- 8. 同和問題の理解不足につけ込み,高額図書を売りつけるなどの「えせ同和行為」

)

)

- 9. その他(具体的に:
- 10. 特に問題はない
- 11. わからない

問 16 同和問題を解決するために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。

《 はいくつでも》

- 1. 同和問題が正しく理解されるよう,教育・啓発活動を推進する
- 2. 同和問題について,自由な意見交換ができる環境をつくる
- 3. えせ同和行為を防止する取組を充実する
- 4. 同和問題についての人権相談体制を充実する
- 5. 同和問題や差別のことを口に出さないで,そっとしておく
- 6. その他(具体的に:
- 7. 特に必要なことはない
- 8. わからない

外国人・外国籍市民に関する問題について

問 17 外国人・外国籍市民に関する人権上の問題について,現在,特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。

《 はいくつでも》

- 1. 外国の生活習慣や文化などへの理解が不足しており,地域社会の受入れが十分でない
- 2. 就職や仕事の内容,待遇などで,不利な扱いを受ける
- 3. 店や施設の利用,サービスの提供を拒否される
- 4. アパートなどの住宅への入居が困難である
- 5. じろじろ見られたり,避けられたりする
- 6. 国籍を理由に,結婚に周囲が反対する
- 7. 本名を使用することによって差別や不利益を受けることがあるため,やむを得ず 通称名を使う人が多い
- 8. その他(具体的に:)
- 9. 特に問題はない
- 10. わからない
- 問 18 外国人・外国籍市民の人権が守られるために,特に必要なことはどのよう なことだと思いますか。

《 はいくつでも》

- 1. 国際理解・国際協調の精神を養う
- 2. 日本人と外国人・外国籍市民との交流の機会を増やす
- 3. 外国人・外国籍市民も,地域社会を支えている一員であるという理解を広める
- 4. 不法な就労や雇用などに対する取締りや罰則を強化する
- 5. 外国人・外国籍市民のための人権相談体制を充実する
- 6. 外国人・外国籍市民が安心して生活できるように,外国語でも情報を提供する
- 7. その他(具体的に:

8. 特に必要なことはない

9. わからない

解 説 外国人・外国籍市民に関する問題について

本市の外国人登録者数のうち,7割が韓国・朝鮮籍ですが,近年,中国籍やフィリピン籍等の新定住外国籍市民が増加する傾向にあります。歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人をめぐる問題や,国籍が多様化する中,生活や文化等の違いについての理解が不足していることから,生活の様々な面において,外国人であるという理由で差別や不利益を受けるという問題があります。

感染症患者等に関する問題について

問 19 感染症患者等 (HIV 感染者, ハンセン病患者など) に関する人権上の問題について, 現在, 特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。

《 はいくつでも》

- 1. 結婚に周囲が反対する
- 2. 職場や学校で不利な扱いを受ける
- 3. 病院での治療や入院を拒否される
- 4. 店や施設の利用,サービスの提供を拒否される
- 5. 悪いうわさや病気に関する情報が他人に伝えられるなど,プライバシーが守られない

)

)

- 6. 日ごろの付き合いを断わられたり,避けられたりする
- 7. その他(具体的に:
- 8. 特に問題はない
- 9. わからない
- 問 20 感染症患者等の人権が守られるために,特に必要なことはどのようなこと だと思いますか。

《 はいくつでも》

- 1. 疾病や感染予防に関する正しい知識を普及する
- 2. 感染症患者等に対する偏見や差別をなくす教育・啓発活動を推進する
- 3. 感染症患者等のプライバシーを保護する
- 4. 雇用主に対する啓発を充実するなど,安心して就労できる環境をつくる
- 5. 感染症患者等のための人権相談・支援体制を充実する
- 6. その他 (具体的に:
- 7. 特に必要なことはない
- 8. わからない

解 説 感染症患者等に関する問題について

感染症や疾病に関する不正確な知識や思い込みにより ,感染症患者等への偏見や差別意識が生じ ,診療拒否や採用拒否 ,宿泊拒否などの不当な扱いを受けるなど人権上の問題が 生じています。

ホームレスに関する問題について

問 21 ホームレスに関する人権上の問題について,現在,特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。

《 はいくつでも》

- 1. ホームレスに対する誤解や偏見がある
- 2. 通行人など,周囲の人から嫌がらせや暴力を受ける
- 3. 医療機関において,診療拒否などの差別的な扱いを受ける
- 4. 就職することが難しく,経済的な自立生活が営めない
- 5. アパートなどの住宅への入居が困難
- 6. その他(具体的に:
- 7. 特に問題はない
- 8. わからない
- 問 22 ホームレスの人権が守られるために,特に必要なことはどのようなことだと思いますか。

)

)

《 はいくつでも》

- 1. ホームレスに対する誤解や偏見を解消するための教育・啓発活動を推進する
- 2. 安定した住居を確保する
- 3. 雇用主に対する啓発活動を行い,就業機会を確保する
- 4. ホームレスのための人権相談体制を充実する
- 5. その他(具体的に:
- 6. 特に必要なことはない
- 7. わからない

解 説 ホームレスに関する問題について

厳しい経済情勢等により、自立の意思がありながら、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者をいい、食事の確保や健康面での問題を抱えるほか、ホームレスに対する誤解や偏見による排除などの問題があります。

現代の社会における新たな問題について

問 23 インターネットの普及に伴い,様々な人権問題(個人の実名や,個人に対する誹謗・中傷,差別を助長する情報の掲載)が増加しています。このような問題を解決するために,特に必要なことはどのようなことだと思いますか。

《 はいくつでも》

- 1. インターネット利用者やプロバイダー等に対して,個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動を推進する
- 2. 不適切な情報発信者に対する監視・取締りを強化する
- 3. プロバイダーや掲示板等の管理者に対して,情報の停止・削除を求める
- 4. インターネットにより人権侵害を受けた人のための相談体制を充実する
- 5. 憲法が保障する表現の自由にもかかわる問題であり、慎重に対応する必要がある

)

)

- 6. その他(具体的に:
- 7. 特に必要なことはない
- 8. わからない

問24 次の人権課題の中で,現在,あなたが関心を持っているものはどれですか。

《 はいくつでも》

- 1. 女性
- 2. 子ども
- 3. 高齢者
- 4. 障害のある人
- 5. 同和問題
- 6. 外国人・外国籍市民
- 7. 感染症患者等 (HIV 感染者, ハンセン病患者など)
- 8. ホームレス
- 9. 性同一性障害者 1,同性愛などの性的指向
- 10.犯罪被害者等 2
- 11.刑を終えて出所した人
- 12.アイヌの人々 3
- 13. プライバシーの侵害
- 14. インターネットによる人権侵害
- 15. 婚外子(非嫡出子)や母子(父子)家庭
- 16. その他(具体的に:
- 17.何もない

解	説
四十	ロノし

1 性同一性障害	生まれながらの自分の体の性と心の性が一致せず,その食い違いに苦しむ状況をいい,認知はされつつありますが,まだ社会の理解は低いため,外見と戸籍上の性別との不一致による様々な偏見や差別にさらされ,精神的な苦痛を受けるだけでなく,社会参加が難しい問題があります。
2 犯罪被害者等	犯罪は犯罪被害者等に対する重大な人権侵害であるのは当然のことながら,マスメディアの行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害や名誉毀損,過剰な取材によって私生活における平穏の侵害などの二次的な被害も問題となっています。
3 アイヌの人々	北海道を中心に古くから住んでおり,独自の文化を築き上げてきましたが,明治以降の同化政策(狩猟の禁止,日本語の強制など)により,独自の生活様式や文化が侵害されました。現在もアイヌの人々に対する理解が十分ではなく,差別や偏見が残っています。

人権侵害と相談・救済について

問 25 今までに自分の人権が侵害されたと思われたことはありますか。

《 は1つ》

- 1. ある ── 問 25-1 へ
- 2. ない ── 問25-2へ

問 25-1 <u>問 25 で 1 と回答された方にお尋ねします。</u>その内容や相談先,相談結果などに関して,次のA~Dにお答えください。(複数ある場合はすべて)

人権侵害の内 B 相談先 C 結果 D 解決した場合 どこに相談されました どのような結果になり Cで「解決」とお答え どのような内容でし か。 ましたか。 解決 の方のみ たか。 下の選択肢から,<u>あて</u> あてはまる項目に を Bで選んだ相談先の 下の選択肢から,1つ うち,最も役に立った はまる番号を全て記入 してください 選んで番号を記入し 相談先を1つ選んで してください <u>番号</u>を記入してくだ てください さい 記入例 記入例 記入例 記入例 (解決) 未解決 1,2,6,7 2 記入例 記入例 記入例 未解決 3,5,9 解決 解決 未解決 解決 未解決 解決 未解決 解決 未解決 解決 未解決

A 人権侵害の内容 選

- 1. 病院,施設などにおける虐待
- 2. ドメスティック・バイオレンス
- 3. 公務員による不当な扱い
- 4. 学校などにおける体罰,学校・職場 などにおけるいじめ
- 5. ストーカー
- 6. セクシュアル・ハラスメント
- 7. 性別,出身地,国籍,障害などによる差別的な扱いや言動
- 8. あらぬ噂やかげ口などによる名誉・信用の侵害
- 9. プライバシーの侵害
- 10. その他(具体的に

相談先選択肢

- 1. 家族や親戚
- 2. 友人・知人
- 3. 学校や職場
- 4. 法務局
- 5. 人権擁護委員
- 6. 市役所や区役所
- 7. 弁護士
- 8. 警察
- 9. 専門機関(婦人相談所や児童相談所など)
- 10. NPOなど民間団体
- 11. 相談していない (黙って我慢した)
- 12. 相談していない(自分で対処した)

)

問 25-2 <u>問 25 で 2 と回答された方にお尋ねします。</u>仮に,あなたの人権が侵害されたとしたら,どのように対処されますか。

《 はいくつでも》

- 1. 家族や親戚に相談する
- 2. 友人・知人に相談する
- 3. 学校や職場に相談する
- 4. 法務局に相談する
- 5. 人権擁護委員に相談する
- 6. 市役所や区役所に相談する
- 7. 弁護士に相談する
- 8. 警察に相談する
- 9. 専門機関 (婦人相談所や児童相談所など)に相談する
- 10. NPOなど民間団体に相談する
- 11. 黙って我慢する
- 12. 自分で解決する
- 13. その他(具体的に:

問 26 <u>すべての人にお尋ねします。</u>人権を守るための制度などについて,あなたが知っているものを選んでください。

《 はいくつでも》

- 1. 法務局による相談や救済措置
- 2. 人権擁護委員による相談
- 3. 市役所や区役所における相談
- 4. 弁護士による相談
- 5. 警察による相談
- 6. 専門機関(婦人相談所や児童相談所など)による相談
- 7. NPOなど民間団体による相談
- 8. その他(具体的に:
- 9. 知っているものはない

問 27 人権侵害に対する相談や救済について ,必要なことはどのようなことだと思い ますか。

)

《 はいくつでも》

- 1. 相談員の資質向上や相談時間の拡大など,現在ある制度・サービスを充実する
- 2. 新たな相談・救済体制を整備する
- 3. 人権が侵害された際の適切な相談機関・窓口を,広く周知する
- 4. 人権を侵害した者に対する啓発活動を充実する
- 5. 人権を擁護するための法制度を整備し,実効性のある救済を行う
- 6. 人権啓発活動の中で,人権が侵害された時の対処の仕方を学ぶ機会を増やす
- 7. その他(具体的に:

8. 特に必要なことはない

あなたご自身のことをお聞きします。該当するものを選んでください。

あなたの性別を選んでください。

1. 男 2. 女 3. その他

あなたの年齢を選んでください。(平成17年4月1日現在の満年齢)

1. 20歳代

2. 30歳代

3. 40歳代

4. 50歳代

5. 60歳代

6. 70歳以上

あなたの職業を選んでください。

1. 自営業

2. 企業(従業員30人以上)職員

3. 企業(従業員30人未満)職員・団体職員

4. 公務員・教員

5. 自由業・専門職(弁護士,医師,芸術家など)

6. 学生

7. 主婦・主夫

8. 無職

9. その他(

`

あなたの国籍を選んでください。

1. 日本

2. 韓国·朝鮮

3. 中国

4. アメリカ

5. フィリピン

6. その他(

調査にご協力いただきましてありがとうございました。

このアンケート調査票は、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに 11月15日(火)までに郵便ポストにご投函ください。